

令和3年度沼津市離職者等再就職支援プログラム業務委託 公募仕様書

1 事業の目的

本事業は、新型コロナウイルス感染症（以下、「新型コロナ」という。）の感染拡大防止と経済活性化の両立のため、新たな日常の実現に向けた強靱かつ自律的な地域経済の構築に向けた取組として、新型コロナの影響による離職者等を対象に、市内企業や関係機関と連携した出口一体型再就職支援により、離職者等の新しい働き方の支援、及び本市を拠点に活躍する市内企業との人材マッチング支援を実施するための事業を一括して実施することを目的とする。

新型コロナの影響による求職者をめぐる状況においては、全国的に有効求人倍率の急速な減少傾向が進み、ハローワーク沼津管内においては、有効求人倍率1倍を切り、静岡県及び全国より低い状況にある。また、新型コロナの影響による経営状況悪化等に伴い、収入減となった者、事業主都合による解雇といった離職者は増加状況にある。

そこで、新型コロナの影響による離職者等を対象に、市内企業や関係機関と連携し、新しい日常における社会及び経済の両立を進め、人材を求めている業種の市内企業への再就職に向けた支援を行うことにより、離職者等の安定した仕事への就職、就業定着支援、市内への定住促進、人材確保を必要とする市内企業との人材マッチング支援を図ることを目的とする。

2 事業実施期間 契約締結日から令和4年3月31日まで

3 業務の内容

(1) 新型コロナに係る離職者等再就職支援プログラムの企画運営

新型コロナの影響による離職者等のうち、市内企業への就職を希望する者を対象に、再就職支援プログラムを実施し、受講者の市内企業との就職マッチング、就業定着支援を行う。

（例：キャリアコンサルティング、スキル育成、企業・業界研究、就業体験・見学等）

業務実施にあたっては、離職者等の市内企業への就職に向けた出口一体型プログラムとなるよう、市内企業及び関係機関と連携して実施する。

プログラム参加者を対象として、市内企業との人材マッチングの機会（面接会）を設ける。

ア 開催概要：令和4年3月までの間に2回以上開催

（ただし、第1回目のプログラムは、令和3年10月末までに全課程を実施し、第2回目以降は、時期が重複しない日程にて実施）
1回のプログラム開催あたり、日程を分け、少なくとも4コマ程度の内容を想定。

※市内企業との人材マッチングの機会は、各コマの実施回数には

含めない。

イ 参加者：市内企業への正規社員として就職を希望する新型コロナの影響による離職者、収入減による不安定就労者、移住就業希望者等

ウ 参加者数：各コマ少なくとも15名程度

(2) その他

- ① 受託者は、本業務の実施の進捗状況を適宜報告し、市と調整を図ること。
- ② 受託者は、本業務の実施に当たって、不明確な点や改善の必要があると認められる場合は、市と協議すること。
- ③ 受託者は、本業務と併せて委託業務以外の営業等の行為を行ってはならない。
- ④ 事業実施にあたっては、市が実施する就職支援サイト「ぬま job」やU・I・J ターン就職推進事業等の関連事業のほか、ハローワークやしずおかジョブステーション、移住相談支援窓口等の関係機関と連携して実施すること。
- ⑤ 事業実施にあたっては、新型コロナ感染予防に関する措置等の対策を講じた上で運営すること。

※沼津しごと応援サイト「ぬま job」 <https://numa-job.net/homes>

4 実施体制

- (1) 受託者は、本事業が計画的かつ円滑に遂行できるよう、誠意をもって業務に臨むこと。
- (2) 本業務に関わる全ての者は、事業の趣旨を理解の上、従事の心構え、地域における労働雇用情勢、離職者等の就職支援に関する知識の習得、情報の収集など業務遂行上必要な自己研鑽を行うこと。
- (3) 受託者は、本事業を遂行するために必要な資材等を予算の範囲内で調達する。
- (4) 受託者は、委託者及び関係者との定期的な打合せ会を設定するなど、随時情報交換を実施するとともに、業務の遂行に関し、疑義が生じた場合には委託者の指示を受けること。
- (5) 受託者は、本業務に係る実績報告として、実施状況等について、委託者に対して毎月報告を行うものとする。
- (6) 受託者は、本業務に係る情報等の機密情報について、盗難、紛失、漏えい等の防止その他適正な管理のために必要な措置を講じること。
- (7) 受託者は、本業務執行にあたり知りえた情報を受託期間中及び業務委託終了後も他に漏らしてはならない。

5 成果品等

本業務完了報告書 1部及びデータ一式

※ 各事業終了後、速やかに報告書を提出し、すべての事業終了後に最終の報告書を提出すること。

(内容) 業務実施記録、募集チラシ、現場写真、結果報告、参加者アンケート分析結果、その他関係資料

6 業務実施上の注意点

(1) 再委託等の制限

受託者は、業務の一部又は全部を第三者に委託し、又は請け負わせることができないこととする。ただし、事業実施に必要と認められる業務については、市と協議したうえで、業務の一部を第三者に委託することができるものとする。

(2) 業務遂行上のトラブル

業務遂行上、何らかのトラブルが発生した場合、受託者は委託者と連携の上、速やかに解決を図る。